

日薬業発第 101 号
令和 8 年 6 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

「セルフケア・セルフメディケーションに関する研修プログラム」の
研修プラットフォーム提供開始のご案内及び研修の実施について（依頼）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会では今般、令和 7 年度厚生労働省事業「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」において、セルフケア・セルフメディケーションに関する研修プログラムを作成し、「日本薬剤師会研修プラットフォーム（日薬 P F）」を通じて提供を開始いたしましたのでお知らせいたします。

本研修プログラムは、薬局薬剤師による地域住民のセルフケア・セルフメディケーションに資することの重要性を理解し、セルフケア・セルフメディケーションに対する薬剤師の倫理・基本姿勢を習得するとともに、需要者の OTC 医薬品の使用にかかるニーズへの相談対応・提案や受診勧奨が適切に行えるための資質の向上をはかる内容となっており、薬剤師の職能として、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与し、セルフケア・セルフメディケーションを支えるため、すべての薬剤師に向けて受講いただきたい教材です。

つきましては、貴都道府県における薬剤師（会員及び非会員）を対象として、貴会において日薬 P F での研修の公開をご調整いただきますようお願いいたします。研修プログラムの提供に当たっては、別添の取扱要領をご参照ください。

なお、本教材は、セルフケア・セルフメディケーション推進のための全国担当者会議（令和 8 年 2 月 6 日開催）において実施いたしました本事業の試行的研修を踏まえ作成したものであることを申し添えます。

会務ご多用のところ恐縮ながら、ご高配の程宜しくお願い申し上げます。

○日本薬剤師会研修プラットフォームのご案内

トップページ>日本薬剤師会の活動

<https://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi/activities/PF>

別添 1. セルフケア・セルフメディケーションに関する研修プログラム 取扱要領

別添 2. プログラム概要

別添 1

セルフケア・セルフメディケーションに関する研修プログラム (令和7年度厚生労働省事業) 取扱要領

日本薬剤師会が作成した標記研修プログラム（e-ラーニングコンテンツ）について、都道府県薬剤師会における取扱や、都道府県下の薬剤師（会員・非会員）への提供にあたり留意頂きたい事項を本要領に定めます。

1. プログラム名（日薬 PF 上の登録名）

コピー元_【令和7年度厚労省事業】セルフケア・セルフメディケーションに関する研修プログラム
(研修 ID.2313)

※重要※

日薬 PF 上でコピー元だと判別できるように、先頭に「コピー元」と付けております。
コピー元を直接編集する行為は厳禁です。必ず都道府県薬剤師会にて当該研修をコピーして使用してください。コピー方法や命名規則は下記 4. を必ずご確認ください。

2. 内容・コンテンツ

別添 2 の通り。

3. プログラム提供期間

提供開始日：令和 8 年 6 月 10 日

提供終了日：令和 11 (2029) 年 3 月 31 日（申込終了日・開催終了日として画面表示されます。）

※本会の判断により、一部コンテンツの差し替え・更新、提供終了日の前倒し等の変更を行う場合があります。

4. プログラム提供方法（日薬 PF 操作手順）

日薬 PF の管理画面上から、以下の手順に沿って設定・提供を行ってください。操作の詳細は「管理システム操作マニュアル[都道府県薬剤師会・地域薬剤師会用]ver. 2」を参照してください。※JPA 文書管理ネット（10 の項）に掲載しております。

① 「コピー元」の検索とコピー <操作マニュアル P.26>

本会が作成した上記プログラム（研修 ID.2313）を検索し、「コピーして使用する
方法」により都道府県薬剤師会の研修として登録してください。

【重要】 本会作成の「コピー元」を直接編集することは厳禁です。十分ご留意く
ださい。

② 研修名の設定（命名規則）【重要】

受講者が迷わないよう、必ず以下の形式で命名してください。

形式：「〇〇県_【令和7年度厚労省事業】セルフケア・セルフメディケーション
に関する研修プログラム」

③ 資料の再登録【要注意】

日薬 PF の仕様により、コピー機能では「研修情報資料」や「講義資料」は引き継
がれません。

大変お手数ですが、コピー元の研修（または別添2の各研修項目に掲載のクリッ
プマーク）から一旦ダウンロードの上、改めて「研修情報資料」および各レス
スの「講義資料」にご登録ください。

なお、「講義資料」は、コンテンツで使用しているスライドの一部を「講義資料」
として掲載しています。

5. 運用上の留意事項

- **コンテンツの整合性**： 厚労省事業として活用状況を把握するため、一部パート
の削除は行わず、そのまま提供してください（独自コンテンツの追加は可能で
す）。
- **受講料**： 広く薬剤師へ展開する目的から、会員・非会員を問わず無料で提供し
てください。
- **修了証の発行**： 客観的な受講証明のため、日薬 PF 上または独自の方法で修了
証を発行することが望まれます。 <操作マニュアル P. 74～ 発行書面設定>

6. 本会担当者

- ・セルフケア・セルフメディケーションに関する研修プログラム担当

担当副会長 渡邊 大記 **担当常務理事** 富永 孝治

担当事務局 医薬・保険課 直通電話番号：03-3353-1194

メールアドレス：iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp

- ・日薬 PF の操作に関すること

生涯学習支援課 直通電話番号：03-3353-1192

メールアドレス：pf@nichiyaku.or.jp（研修プラットフォーム担当事務局）

セルフケア・セルフメディケーションに関する研修プログラム
(令和7年度厚生労働省事業)

【受講対象】

すべての薬剤師（薬剤師の職能として、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与し、セルフケア・セルフメディケーションを支えるため、すべての薬剤師に向けて受講いただきたい内容）

項番	コンテンツタイトル	前/後編	項目	目標	講師
1	薬剤師の倫理・基本姿勢 ー現場で使える実践知と判断軸ー	【前編】 [講義時間] 14:45	イントロダクション	○セルフケア・セルフメディケーションに対する薬剤師の倫理・基本姿勢の習得	日本薬剤師会 一般用医薬品等委員会 委員長 堀川 壽代
		【後編】 [講義時間] 38:00	7つの基本姿勢 1.常に需要者の視点に立ち、最善をつくす 2.専門家として 判断・責任 3.説明責任から逃げない 4.記録は“未来の自分と同僚への手紙” 5.公平さ・誠実さを貫く 6.最新知識のアップデートを“習慣”に 7.地域/多職種チームの“要”となる自覚を持つ まとめ		
2	相談対応・提案や受診勧奨の資質向上 ～薬剤師による臨床判断～	【前編】 [講義時間] 40:30	CHAPTER 01 薬局は「地域に開かれた相談の場」になれるか	○需要者のOTC医薬品の使用にかかるニーズへの相談対応・提案や受診勧奨が適切に行えるための資質の向上	日本薬剤師会 一般用医薬品等委員会 委員 田村 憲胤
			CHAPTER 02 薬剤師による臨床判断・情報収集・受診勧奨		
		【後編】 [講義時間] 46:15	CHAPTER 03 実践例で学ぶ： 薬剤師臨床判断・トリアージ		
		CHAPTER 04 セルフケア・セルフメディケーション推進に向けて 「地域医療への貢献」の考え方			
			CHAPTER 05 相談される薬局となるために		
			CHAPTER 06 まとめ		

※講師の所属・役職等は収録時点（2026年3月時点）のものであります。